

官民連携事業「次世代の学び創造プロジェクト（まなプロ）」審査会設置要綱

（設置）

第1条 官民連携事業「次世代の学び創造プロジェクト（まなプロ）」に応募された提案に対する審査を行うため、審査会を設置する。

（審査会の構成）

第2条 審査会は、委員長、副委員長及び委員により構成し、それぞれ別表に掲げる者をこれに充てる。

（委員長の職務及び代理）

第3条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（秘密の保持）

第4条 委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の開催）

第5条 審査会は、委員長が招集の上開催する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会が必要と認めるときは、提案者に対し出席及び資料の説明を求め、意見を聴くことができる。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、別表に掲げる事務局が処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は埼玉県立総合教育センター所長が別に定める。

（附則）

この要領は、令和2年1月17日から施行する。

別表

	所属・職名等
委員長	埼玉県立総合教育センター総合企画長
副委員長	埼玉県立総合教育センター副所長
委員	埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長
	埼玉県行田市教育委員会教育長
	埼玉県立進修館高等学校長
	その他埼玉県立総合教育センター所長が指名する者
事務局	埼玉県立総合教育センター所長が指名する者